

塗装業務で、有機溶剤が眼に入り、休業災害

【キーワード】 有機溶剤取扱い作業 保護眼鏡

【業種】 製造業 建設業

【対象講習会】 監督者及び安全衛生責任者のための教育

(職長・安全衛生責任者教育、安全衛生責任者教育、上級職長教育)、
特別教育(有機溶剤取扱業務)



【発生状況】 Aさんは、家具製造工場で塗装部門を担当している。平素は、一斗缶に入っている塗料とシンナーを秤の上で秤量し、混合用容器に移してから混合して塗装液調整を行った後に、家具に塗装するのが通常の作業である。

現場は、前年度に懸案だった局所排気装置を改修した結果、職場環境も改善され、作業環境測定結果も第3管理区分から第1管理区分へと大幅に向上した。

そのため、従来使用していた保護具もやかましくいわれなくなった。すなわち、防毒マスクは使用しなくとも良くなり、保護眼鏡の使用は作業者の判断に任されることとなった。

事故当日は、暑い日であった。連日の猛暑で、熱中症被災のニュースが毎日のようにテレビ・新聞で報じられていた。当日朝のKYも熱中症に関するものであり、Aさんの頭の中も熱中症で一杯であった。暑いこともあり、うっとうしい保護眼鏡を付けずに作業に掛かった。いつものように、一斗缶を斜めにしてシンナーを混合用容器に移し、所定量秤量したので一斗缶を正常な角度に戻した。丁度そのときに、有機溶剤の液が跳ね、眼に入った。

眼が痛かったので、Aさんは洗面器に水を張り、数分間洗眼を行った。痛みは和らいだが、眼の周りが腫れたので医者に行き、治療を受けた。休業2日の災害であった。

なお、Aさんは、有機溶剤特別教育を受けていなかった。

【発生原因分析】 この場合、原因として次のことが考えられる。

1. 有機溶剤取扱い作業者が、特別教育を受けずに作業を行ったこと。

2. 保護具の使用が作業者に任されていたこと。
3. 秤量時に保護眼鏡を使用しなかったこと。
4. 洗眼方法が悪かったこと。
5. 容器から液体を取り出す際の、液の取扱い方法が悪くなかったこと。

【対応策】 対応策としては、次のようなものが挙げられる。

1. 有機溶剤取扱い作業者には、特別教育を受けさせること。【通達 昭 59.6.29 基発第 337 号 有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育の推進について】
2. 秤量時には、必ず保護眼鏡を使用すること。また、使用を作業者の判断に任せずに、ルール化する。
なお、保護眼鏡は、通常の眼鏡フレーム状のものではなく、ゴーグル型とすること。
これは、通常の眼鏡フレーム状の保護眼鏡は正面から来た眼を防げるが、側面から来たもの防げない。ゴーグル型だと、側面からのものも防ぐことが出来る。【特別教育カリキュラム：保護具の使用方法】
3. 洗眼方法は次のようにすること。【MSDSに記載されている】
 - イ 「流水」で洗うこと。
洗面器に取った水は、洗眼している間に有機溶剤の濃度が次第に濃くなること。
及び、水に圧力がないことが挙げられる。
 - ロ 「15分以上」洗うこと。
数分では短い。
4. 原料の秤量は、一斗缶を持ち上げて行うのではなく、送液ポンプ（手動の物で可）を使用すること。これにより、
 - イ 今回のような、液が跳ねての事故を防ぐことが出来る。
 - ロ 腰痛も防止できる。
等の、利点がある。
5. 作業手順書がなかったので、上記事項（保護眼鏡の使用、容器からの取り出し方法、事故時の洗眼方法等）の手順を定め、手順書に明記し、それに基づき教育する。【労働安全衛生法第 60 条、労働安全衛生規則第 40 条】

(以上)

《日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部/東京技能者協会》